

中部山岳国有林の地域別の森林計画書

(中部山岳森林計画区)

計画期間 自 平成28年 4月 1日
至 平成38年 3月31日

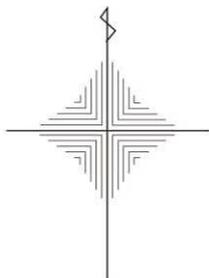
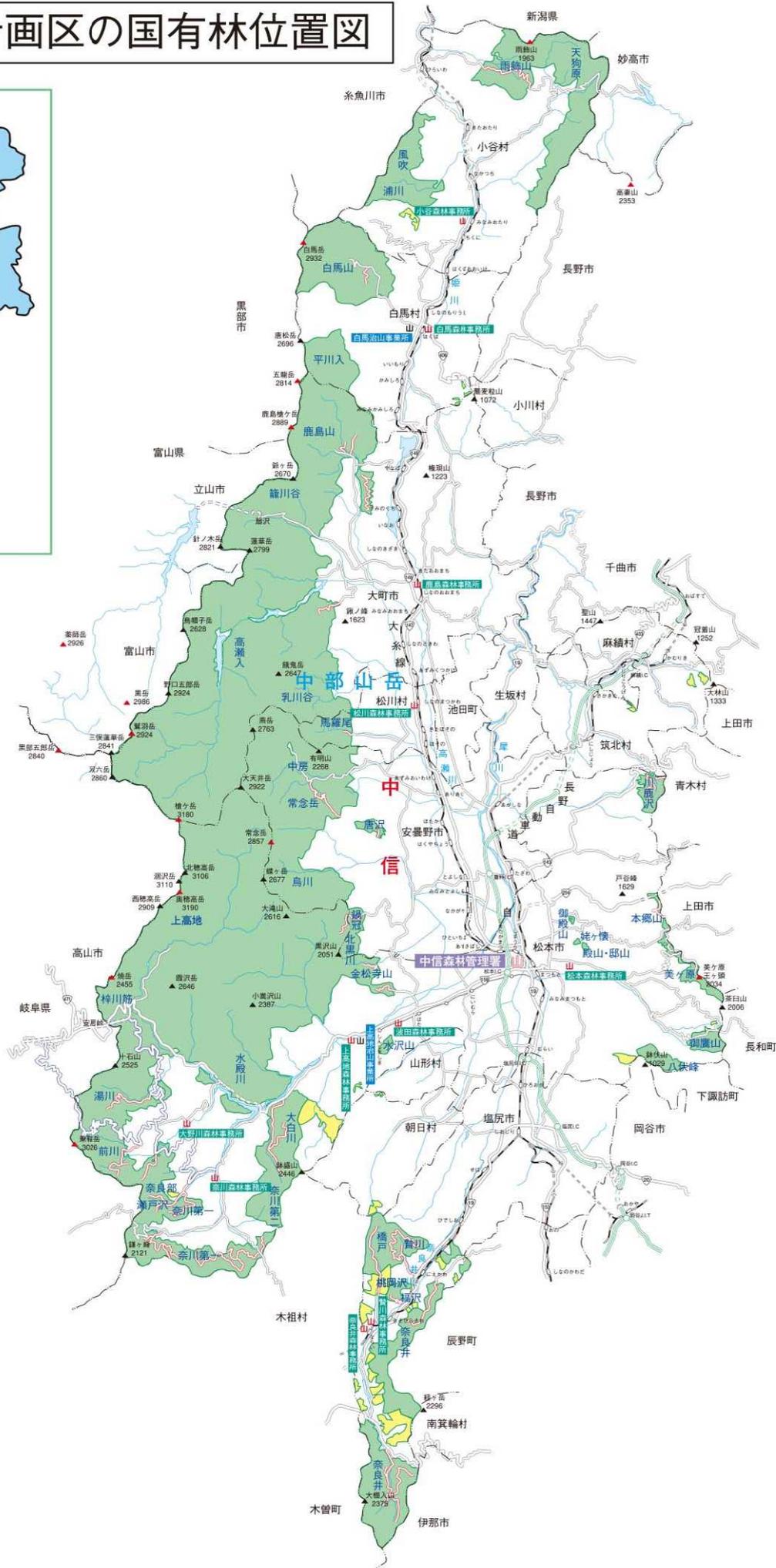
林野庁中部森林管理局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成28年4月1日～平成38年3月31日までの10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてる森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。

中部山岳森林計画区の国有林位置図



凡 例

- 国有林野
- 官行造林地
- 県界
- 市町村界
- 森林管理署
- 森林事務所
- 治山事業所
- 森林計画区名

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置及び面積	1
(2) 自然的背景	1
(3) 社会経済的背景	2
(4) 森林・林業の動向等	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	6
(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方	6
(2) 森林の整備及び保全の推進方向	6
(3) 森林の整備及び保全の重点事項	7
(4) 林道等及び治山施設の整備	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	9
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
2 その他必要な事項	11
第3 森林の整備に関する事項	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2) 立木の標準伐期齢	13
(3) その他必要な事項	13
2 造林に関する事項	14
(1) 人工造林に関する事項	14
(2) 天然更新に関する事項	15
(3) その他必要な事項	16
3 間伐及び保育に関する基本的事項	17
(1) 間伐の標準的な方法	17
(2) 保育の標準的な方法	17
(3) その他必要な事項	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
(2) その他必要な事項	21
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	23
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	23
(4) その他必要な事項	23

6	森林施業の合理化に関する事項	24
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	24
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	24
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	24
(4)	その他必要な事項	24
第4	森林の保全に関する事項	25
1	森林の土地の保全に関する事項	25
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	25
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	27
(4)	その他必要な事項	27
2	保安施設に関する事項	28
(1)	保安林の整備に関する事項	28
(2)	保安施設地区に関する事項	28
(3)	治山事業に関する事項	28
(4)	その他必要な事項	28
3	森林の保護等に関する事項	29
(1)	森林病虫害等の被害対策に関する事項	29
(2)	鳥獣による森林被害対策に関する事項	29
(3)	林野火災の予防に関する事項	29
(4)	その他必要な事項	29
第5	計画量等	31
1	伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道の開設及び拡張に関する計画	32
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	34
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	34
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	35
(3)	実施すべき治山事業の数量	36
第6	その他必要な事項	37
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	37
2	その他必要な事項	52
(1)	森林整備への多様な主体の参加	52
(2)	木材利用の拡大	52
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	53
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	53
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	54
(1)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	54
(2)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	55
(3)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	56

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	57
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	57
(2)	地況	57
(3)	土地利用の現況	58
(4)	産業別生産額	59
(5)	産業別就業者数	60
2	森林の現況	61
(1)	齢級別森林資源表	61
(2)	制限林普通林別森林資源表	66
(3)	市町村別森林資源表	67
(4)	制限林の種類別面積	69
(5)	樹種別材積表	71
(6)	荒廃地等の面積	72
(7)	森林の被害	73
(8)	防火線等の整備状況	73
3	林業の動向	74
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	74
(2)	林業事業体等の現況	75
(3)	林業労働力の概況	75
(4)	林業機械化の概況	75
(5)	作業路網等の整備の概況	75
4	前期計画の実行状況	76
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	76
(2)	間伐面積	76
(3)	人工造林及び天然更新別面積	76
(4)	林道の開設及び拡張の数量	76
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	76
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	77
(1)	森林より森林以外への異動	77
(2)	森林以外より森林への異動	77
6	森林資源の推移	78
(1)	分期別伐採立木材積等	78
(2)	分期別期首資源表	79
7	国有林の計画制度の体系	83

I 計画の大綱

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

全国森林計画の信濃川広域流域に属する本計画区は、長野県の北西部に位置し、松本市等4市1町8村からなり、通称「中信地方」と呼ばれる区域である。その区域面積は298千haで、長野県全体1,356千haの22%を占めており、そのうち、国有林の対象とする森林の区域面積は、101千haで4市5村に所在している。

計画区の北部は雨飾山(1,963m)、天狗原山(2,197m)等の稜線を挟んで新潟県と接し、東部は千曲川下流森林計画区及び千曲川上流森林計画区に接している。

また、南部は木曾谷森林計画区及び伊那谷森林計画区に接し、西部は白馬岳(2,932m)、鹿島槍ヶ岳(2,889m)、三俣蓮華岳(2,841m)、槍ヶ岳(3,180m)、奥穂高岳(3,190m)、乗鞍岳(3,026m)等の稜線を挟んで富山県の神通川森林計画区及び岐阜県の宮・庄川森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 気候

本計画区の気候は、典型的な日本海側気候を示す北部と中央高地式気候を示す南部に二分され、北の雨飾山等の周辺地域は冬期の降雪量が多く豪雪地帯となっている。

平成22～26年の気象観測データによると、最高気温は36.7℃(穂高)に対し、最低気温は-18.1℃(奈川)、年平均気温は8.1℃(奈川)～12.2℃(松本)、年間降水量は1,090mm(松本)～2,017mm(奈川)、1日の最大降雪量は40cm(大町)～65cm(白馬)となっている。

イ 地形

本計画区は、西部は飛騨山脈が北から南にかけ連なり、北部から東部にかけては、雨飾山、蕎麦粒山、冠着山、美ヶ原等に囲まれている。

これらに囲まれた山々から中央に向い、南部の木曾方面から奈良井川、西部の山岳から梓川、北西部の大町方面から高瀬川が合流し、犀川となって北東へ流れている。

この合流点を中心に肥沃な松本平(安曇野)を形成し、北部の半分は姫川となって北へ流れ、日本海に注いでいる。

各河川の平地流入部では扇状地もみられるが、主にこの両河川の西側は、飛騨山脈の起伏の大きい急斜面が多く、東側は北部の一部と美ヶ原、鉢伏山周辺の起伏の大きい急傾斜地を除き、大部分は起伏量の少ない傾斜地となっており、一部は丘陵的な箇所も見られる。

ウ 地質

本計画区は、日本列島の地質構造を区分するうえで重要な「糸魚川～静岡構造線」を含み、計画区の中央部を南北に縦断している。

この断層線を境とした地質構造の層位は極めて対照的である。断層線の西側には花崗岩類及び古生層の砂岩、粘板岩、チャート等が広く分布し、東側には新第三紀の時代の砂岩と火成岩の閃緑岩類が分布している。この新第三紀層は固結が弱く断層の影響を受けて、地層がしゅう曲、破断されている。

エ 土壌

本計画区の土壌は、褐色森林土群及びポドゾル群が広く分布する。褐色森林土については比較的標高の低い山腹から沢沿いに分布し、適潤性褐色森林土（BD）及び弱湿性褐色森林土（BE）が多く見られるが、一部に乾性褐色森林土（BA、BB）等の乾性土壌が出現する。

ポドゾル化土壌は、高瀬川上流以南には湿性腐植型ポドゾル化土壌（Pw(h)Ⅲ）が、以北には乾性ポドゾル化土壌（PDⅢ）が多く見られる。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

本計画区の交通網について、鉄道は、南部にJR中央本線が東西に通じ、塩尻駅から東京、名古屋方面に伸びているほか、JR篠ノ井線が長野方面へ伸び、途中の松本駅からはJR大糸線が森林計画区に沿うように糸魚川方面に連絡している。また、松本駅からはアルピコ交通の上高地線が新島々へ伸びている。道路は、高速道路の長野自動車道が長野方面に通じている。国道は19号線が長野方面、名古屋方面に、147号線が糸魚川方面に、143号線や254号線が東信方面に、158号線が高山方面に、406号線が北安曇野地域から長野方面に通じ、これらに沿って多くの主要地方道が縦横に整備されている。空路は、信州まつもと空港から、国内線（札幌、大阪（伊丹）、福岡便）が運行されている。

イ 土地の利用状況

本計画区の土地の利用状況は、総面積が県土面積の22%を占める298千haで、そのうち森林が235千ha（計画区総面積の79%）と高い比率を占めており、農地が29千ha（同10%）、その他が33千ha（同11%）となっている。

ウ 人口の動向

本計画区の人口は485千人であり、長野県の総人口2,098千人の23%を占めている。また、人口動態は地域全体を見ると減少傾向にあり、平成22年同時期(493千人)に比べ減となっている。人口密度は163人/km²で長野県全体の人口密度の105%となっている。

中部山岳森林計画区における人口等

区分	長野県全体(A)	中部山岳森林計画区(B)	比率 (B/A×100)
人口総数	2,098,406人	485,801人	23%
人口密度	155人/km ²	163人/km ²	105%

注 人口総数は、長野県情報政策課「長野県の人口と世帯数（平成27年7月1日現在）」による。

エ 産業の概要

本計画区における産業別の就業者数は、第1次産業が20千人（8%）、第2次産業が65千人（26%）、第3次産業が159千人（63%）となっている。なお、第1次産業のうち林業就業者は420人で、計画区内全就業者数の1%に満たないが、平成17年度（225人）より増えている。

中部山岳森林計画区における就業者数

単位：人

区分	長野県全体(A)		中部山岳森林計画区(B)		比率 (B/A×100)
就業者数	1,091,038	100%	250,946	100%	23%
産業別	第1次産業	103,387 9%	19,887	8%	19%
	第2次産業	310,884 28%	65,296	26%	21%
	第3次産業	639,888 59%	159,260	63%	25%

注1 平成22年度「国勢調査報告」による。
2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

(4) 森林・林業の動向等

本計画区は、長野県の北西部に位置し、総面積は、298千haと長野県全体の22%を占め、県下の森林計画区では平均的な面積となっている。

本計画区の森林面積は、総面積の79%に当たる235千haで、県下森林面積の22%を占め、苗木生産、キノコ、ワサビ等の生産が盛んな地域である。

本計画区の国有林の森林面積は101千haで、計画区全体の森林面積235千haの43%を占め、その多くが飛騨山脈（北アルプス）の日本を代表する山岳地帯に所在していること、本計画区の中央部を日本列島を東西に分ける「糸魚川～静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうね急傾斜地が多いことから、国土保全及び水源涵養^{かん}といった公益的機能の発揮の上で重要な役割を担っている。

また、その大部分が中部山岳国立公園、北東側は妙高戸隠連山国立公園、東側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、金木戸川、高瀬川源流部は、森林生態系保護地域、上高地一帯は国の特別名勝及び特別天然記念物の指定地となっており、上高地、美ヶ原高原をはじめ、山岳、高原、溪谷、湖沼といった豊かな自然環境に恵まれていることから、登山や森林浴、スキーなど森林を利用したレクリエーション、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

森林の現況は、コメツガ等の亜高山性の針葉樹を主とした天然林が多く、人・天別面積では、人工林が14千ha(17%)、天然林が68千ha(83%)で、天然林の比率が高い地域である。

人工林の樹種別面積割合では、カラマツが71%、スギが5%、ヒノキが19%、その他が5%でカラマツが特に多くなっている。人工林の齢級配置は、9齢級から13齢級が多く、その面積は8千haと全体の61%を占めている。蓄積は人工林2,928千m³、天然林9,151千m³となっている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5箇年（平成23年度～平成27年度）については、下記のとおりである。伐採立木材積に関しては、主伐は育成単層林の皆伐を中心に計画したが、実行段階で現地を精査して優先度の高い箇所から実行し一部伐採を見合わせたことから、計画量を下回る実績となった。また、間伐は地球温暖化防止対策として積極的に計画したところ、ほぼ計画どおりの実績となった。

造林に関しては、人工造林及び天然更新は対象となる箇所の一部伐採を見合わせたことから、計画量を下回る実績となった。

林道の開設又は拡張に関しては、開設は優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。拡張は台風や集中豪雨による被災箇所が多く発生し、その復旧・改良を実行したことから、計画を上回る実績となった。

保安林の整備に関しては、計画していた保安林の指定の調整があったことから、今期計画指定への繰り越しとなった。治山事業は緊急性・重要性を考慮し、より優先度の高いものから実行したが、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5箇年の実行結果の概要

	計画		実行	
伐採立木材積	614	千 ³ m	456	千 ³ m (74)
主伐	364	千 ³ m	191	千 ³ m (52)
間伐 (材積)	250	千 ³ m	266	千 ³ m (106)
間伐 (面積)	2,912	ha	2,462	ha (85)
造林面積	868	ha	48	ha (6)
人工造林	85	ha	17	ha (20)
天然更新	783	ha	31	ha (4)
林道等の開設及び拡張	開設： 11 km	拡張： 4 km	開設： 6 km (57)	拡張： 9 km
保安林等の整備指定	指定： 827 ha	解除： - ha	指定： 0 ha	解除： 1 ha
水源かん養	指定： 827 ha	解除： 0 ha	指定： 0 ha	解除： 1 ha
災害防備	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
保健、風致の保存等	指定： - ha	解除： - ha	指定： - ha	解除： - ha
治山事業	57	地区	19	地区 (33)

注1 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 平成27年度は実施見込みを計上

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつく役割を果たしている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにすることとする。この計画策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮し、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 森林の整備及び保全の推進方向

森林の主な機能は、水源涵養^{かん}機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。その期待する機能ごとの区域において、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。

(3) 森林の整備及び保全の重点事項

本計画区における国有林は、その多くが飛騨山脈（北アルプス）の日本を代表する山岳地帯に所在し、天然林が多く豊かな自然環境に恵まれた区域が多い。一方、本計画区の中央部を日本列島を東西に分ける「糸魚川～静岡構造線」が南北に走り、地質的に脆弱なうね急傾斜地が多い地域でもある。

このため、本計画区の森林においては、人工林における間伐等の適切な実施や天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林状態を維持するとともに、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の指定やその適切な管理及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理を推進することとする。

(4) 林道等及び治山施設の整備

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道等については、民有林林道等との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する整備を計画的に推進することとする。

また、安全で豊かな国土基盤の形成、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとする。

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分	面積	備考
総数	101,029.37	
市 町 村 別 内 訳	松本市	41,011.84
	大町市	29,930.95
	塩尻市	7,169.53
	安曇野市	9,512.13
	朝日村	62.27
	筑北村	101.90
	松川村	926.83
	白馬村	5,096.31
	小谷村	7,217.61

注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。

2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局、中信森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針については、次表のとおり定める。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林	とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次表のとおりである。

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	13,680	12,003
	育成複層林	759	1,317
	天然生林	67,801	67,636
森林蓄積 (m ³ /ha)		147	155

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林（未立木地、竹林等を含む。）。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育すること。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、第3の4の(1)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は天然更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所分散に配慮することとする。

また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化、長期化を図ることとする。樹種別の主伐の時期は、スギは60年、ヒノキは75年、カラマツは60年を目安とする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立させることにより、森林の有する多面的機能の維持増進が期待される森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状伐採等の実施についても検討することとする。

(ア) 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度30%以上を確保するため、50～60%を目安とし、漸伐では40～50%程度とする。

(イ) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率(30%以内。ただし、法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内)、繰り返し期間(回帰年)によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、母樹の保存状況、種子の結実及び飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

(ア) 主伐については、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を制限する必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

エ 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次表のとおりとする。

単位 林齢：年

森林計画区	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
中部山岳	40	45	40	40	60	70	20

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

2 造林に関する事項

造林の標準的な方法は、森林の確実な更新を図ることを旨とし、人工造林及び天然更新別に次により定めることとする。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林の対象樹種は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況及び当地域における経済的条件等を勘案し、スギ、ヒノキ、カラマツ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

なお、苗木は普通苗（裸苗）の外にコンテナ苗等の活用を図るとともに、成長に優れた品種や少花粉スギ等の品種の導入に努めることとする。

ア 人工造林の植栽本数

ヘクタール当たりの植栽本数は、次表の本数を目安とし、気象条件や植栽箇所の地位・地利等の立地条件、導入する苗木の規格・成長特性、残存木及び天然生稚幼樹が生育している場合における占有面積割合等を総合的に勘案して調整する。この際、森林施業の合理化や省力化等の観点から、植栽本数を可能な限り減らすよう配慮する。

なお、保安林にあつては、保安林の指定施業要件の植栽本数の基準により行う。

樹種別植栽本数の目安			単位 本/ha
スギ	ヒノキ	カラマツ	
3,000	3,000	2,300	
2,500～3,500	2,500～3,500	2,000～2,500	

注1 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚幼樹の発生状況に応じて調整する。

2 保安林の定めがある場合を除き、本表を下回って植栽本数を調整することができる。

イ その他の人工造林の標準的な植栽方法

(ア) 地拵方法

植生、地形、気象、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じ、地力の維持及び林地保全等に留意して全刈地拵又は筋刈地拵を実施することとする。なお、有用天然生稚幼樹は積極的に育成することとし、地拵時に保残するよう努めることとする。

(イ) 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長を考慮し普通苗（裸苗）は原則春植えとし、状況に応じて秋植えを併用する。コンテナ苗等を使用する場合はこれによらず行うことができるが、土壌凍結期等、確実な活着が望めない時期は避けることとする。

(ウ) 植付方法

適正に管理された苗木を用い、気象条件及び苗木の生理に配慮して適期に実行し、確実な活着を期するとともに初期成長の増進に努めることとする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性の樹種とし、次表のとおり例示する。

針広別	科	属	種名	別名	備考	
針葉樹	マツ	カラマツ	カラマツ		亜高山帯	
			クロマツ			
			アカマツ			
		マツ	チヨウセンゴヨウ	チヨウセンマツ		
			ゴヨウマツ	ヒメコマツ		
			ウラジロモミ			
		モミ	モミ			
			シラビソ	シラベ	亜高山帯	
			オオシラビソ	アオモリトドマツ	亜高山帯	
			トウヒ		亜高山帯	
	トウヒ	ハリモミ	ハラモミ			
		イラモミ	マツハダ			
		ヒメマツハダ				
	ツガ	ツガ				
		コメツガ		亜高山帯		
スギ	スギ	スギ				
コウヤマキ	コウヤマキ	コウヤマキ				
ヒノキ	ヒノキ	ヒノキ				
		サウラ				
		ネズコ	クロベ			
アスナロ	アスナロ	ヒバ、ヒノキアスナロ				
	イチイ	イチイ				
カヤ	カヤ	カヤ				
	クルミ	オニグルミ				
広葉樹	クルミ	サウグルミ	カワグルミ、フジグルミ			
		ヤマナラシ	ドロノキ	亜高山帯		
	カバノキ	ハンノキ	ハンノキ			
			ケヤマハンノキ			
		カバノキ	ウダイカンバ	マカバ、マカンバ		
			シラカバ	シラカンバ		
			ダケカンバ	ソウシカンバ	亜高山帯	
	アサダ	ミスメ	アズサ			
		クマシデ	クマシデ			
	ブナ	ブナ	ブナ	シロシデ		
			イヌブナ	シデノキ		
		コナラ	クヌギ	シロブナ		
			アベマキ	クロブナ		
			カシワ			
			ミスナラ	コルククヌギ		
コナラ			オオナラ			
イチイガシ			ホウソ			
アカガシ			オオガシ、オオバガシ			
ツクハネガシ						
アラカシ						
ウラジロガシ						
クリ	クリ					
ケヤキ	ケヤキ	ケヤキ				
	ニレ	ハルニレ				
クワ	クワ	ヤマグワ				
モクレン	モクレン	ホオノキ				
カツラ	カツラ	コブシ	ヤマアララギ			
バラ	サクラ	ウワミスザクラ	ハハカ			
		エドヒガン				
		オオヤマザクラ	エゾヤマザクラ			
		カスミザクラ				
		ヤマザクラ				
ナナカマド	アズキナシ	ハカリノメ				
マメ	イヌエンジュ	イヌエンジュ	オオエンジュ			
ミカン	キハダ	キハダ				
カエデ	カエデ	ハナノキ				
		イロハモミジ	イロハカエデ			
		オオモミジ	ヒロハモミジ			
		ヤマモミジ				
		コハウチワカエデ	イタヤメイゲツ			
		ハウチワカエデ	メイゲツカエデ			
		ウリハダカエデ				
		イタヤカエデ				
メグスリノキ	チヨウジャノキ					
トチノキ	トチノキ					
モチノキ	モチノキ					
シナノキ	シナノキ					
ミズキ	ミズキ					
ウコギ	ウコギ	コシアブラ	ゴンゼツ			
ハリギリ	ハリギリ	センノキ				
エゴノキ	エゴノキ	ハクウンボク	オオハチシャ			
モクセイ	トネリコ	シオジ				
		ヤチダモ				
アオダモ						
ゴマンノハグサ	キリ	キリ	コバノトネリコ			

参考資料：日本の野生動物（平凡社）

ア 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、前生樹、下層植生等を勘案して、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

また、一定期間を経過しても更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ることとする。

(ア) 地表処理

笹生地においては、種子の着生と稚樹の発生を図るため、現地の実態に応じて主伐の1～2年前に薬剤の散布を行うこととする。

主伐後に下層植生や腐植の堆積等により、落下した種子の着床、稚樹の発生及び生育が阻害されると予想される箇所については、かき起こし、枝条整理等を行い、現地の実態に応じて薬剤の散布を行うこととする。

(イ) 刈出し

発生した稚樹の生育が、下層植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払い及び現地の実態に応じて林業用薬剤の散布を行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

(ウ) 補助植え込み

天然下種更新の状況に応じて「天然更新補助作業の対象樹種」に基づく樹種について必要な本数の植え込みを行うこととする。

(3) その他必要な事項

伐採跡地の更新すべき期間は、森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林を行う伐採跡地は原則として伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐開始の時期は、林冠がうっ閉して林木相互間の競合が生じ始めた時期を目安に行うが、照度不足により下層植生に衰退が見られ表土の保全に支障が生ずる場合は時期を早める。

具体的には密度管理図の収量比数を基準とし、スギ・ヒノキについては0.70、カラマツについては0.65、アカマツについては0.80を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。また、複層林移行後の上層木については、下層木の生育を確保するため収量比数0.30を中心とした密度管理に基づいて行うこととする。

イ 間伐の繰り返し期間は、おおむね10～15年（間伐率や樹種等に応じて適切に設定）を目安として間伐を繰り返し、適正な林分構造の維持に努めることとする。

ウ 間伐率は、林分密度に応じて適切に定めることとし、おおむね材積比率で20～35%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）とする。

エ 育成複層林施業においては、上層木の間伐時（中間伐採）に下層木の間伐も実行する。

オ 間伐木の選定に当たっては、立木の配置を基に残存木の質的向上に配慮しつつ、間伐木の利用面も考慮しながら行うこととする。なお、個体間の成長、形質の差が小さい箇所においては、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。

カ 沢沿いの伐倒木等は流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

(2) 保育の標準的な方法

ア 育成単層林施業

下刈、つる切、除伐の標準的な方法は、次表を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

(ア) 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	○	○	○	○	○	○												
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○											
	カラマツ	○	○	○	○														
つる切	スギ									←○→				←○→					
	ヒノキ									○				←○→					
	カラマツ									○					○				
除伐	スギ										←○→				←○→				
	ヒノキ											○					←○→		
	カラマツ											○						○	

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討するとともに、森林施業の合理化や省力化等の観点を踏まえ、適切に実行する。

(イ) 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
下刈			← →									
つる切			← →									
除伐	← →											

(注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 一線は適期、一線は許容期間を示す。

(ウ) 作業方法

a 下刈

下刈は、植栽木が周辺の植生に被圧されて成長が阻害されることのないよう適期に実施する。刈払いの方法は、全刈及び筋刈を基本とするが、地形、植栽木の生育状況、周囲の植生、最寄りの造林地の獣害の有無やその程度等を考慮して坪刈等を併用する等適切な作業方法を選択する。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、以後の生育に支障

がないと認められる時点とする。

b つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法等を適正に選択し効果的に行う。

c 除 伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。

実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。

また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

イ 育成複層林施業

育成単層林施業の標準的な方法に準じて、現地の実態を勘案し、必要に応じて実施する。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法についての考え方は次のとおりとする。また、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法を別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な

生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、第2の1の(1)に定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	63	246
うち林業専用道	3	6

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方については、次表のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	100m/ha以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5m/ha以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項なし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

収益性の高い林業の再生を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、市町村森林管理委員会など各種会議への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、雇用の安定、労働条件の向上に資する事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の経営体質の強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムの構築に併せ、オペレーターの養成、高性能林業機械による作業を考慮した路網整備など低コストで効率的な作業システムの普及・定着に積極的に取り組むこととする。

また、更新にあたっては、立木の伐採（主伐）と造林（植栽）を同時並行で行う一貫作業システムの導入等により作業効率の向上、省力化が図られるよう配慮する。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、地域一体となった流通・加工体制の整備を推進するため、木材の計画的・安定的な供給に努めるとともに、公共施設の木造化、内装材の木質化・土木事業への活用及び製紙、再生可能エネルギーへの利用等の多様な分野の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(4) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信及び民有林の林業関係者等の研修の場として積極的な提供に努めることとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次表のとおり定める。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
松本市	1～180, 233～238, 241～250, 252, 301～334 336～346, 348～400, 松本市(旧波田町)官造10～19, 松本市(旧梓川村)官造1～4, 松本市(旧奈川村)官造6	39,364.25	水源かん養保安林	
	244～246, 405～414	506.48	土砂流出防備保安林	
	155, 160～162, 251-1～251-3	93.45	土砂崩壊防備保安林	
	422	20.99	干害防備保安林	
	83, 84, 235, 241, 249, 250, 405, 松本市(旧梓川村)官造5～10	199.70	山災H	
	84, 415, 寿財産区官造2	89.02	砂防指定地・山災H	
	計	40,273.89		
	503～507, 510, 519～522, 527～531, 574～576, 580, 581	2,760.41	水源かん養保安林	

大 町 市	501, 502, 505, 507~518, 520~526, 532~564, 570~580, 588, 589	25, 710. 95	土砂流出防備保安林	
	518	65. 42	なだれ防止保安林	
	524, 525, 536, 560	18. 79	山災H	
	501, 502, 507, 510~515, 520~522, 524, 525, 536~538, 560, 565~567, 569	1, 337. 38	砂防指定地・山災H	
	計	29, 892. 95		
塩 尻 市	1501~1525, 1533~1563, 1574~1576, 1590~1593, 1599~1603, 1605~1618, 奈良井区官造19~24, 26~40 平沢区官造10~18	5, 240. 19	水源かん養保安林	
	1524~1532, 1564~1567, 1604, 贅川区官造5, 6	676. 65	土砂流出防備保安林	
	1510, 1549~1551	5. 36	砂防指定地・山災H	
	計	5, 922. 20		
安曇野市	204, 205, 210~215, 218, 231, 232	1, 213. 61	水源かん養保安林	
	201~212, 215~226, 228, 229, 231	6, 781. 21	土砂流出防備保安林	
	204, 205, 213, 225~230	1, 430. 09	山災H	
	計	9, 424. 91		
朝 日 村	朝日村官造1	62. 27	水源かん養保安林	
	計	62. 27		
筑 北 村	筑北村(旧坂北村)官造1, 筑北村(旧坂井村)官造1, 2	92. 00	水源かん養保安林	
	計	92. 00		
松 川 村	582, 583, 586, 587	649. 89	水源かん養保安林	
	584, 585	276. 23	土砂流出防備保安林	
	計	926. 12		
白 馬 村	白馬村官造3~5, 7	35. 69	水源かん養保安林	
	619~628	4, 314. 87	土砂流出防備保安林	
	625	0. 12	保健保安林	
	623, 624, 627~629	705. 48	山災H	
	624, 627, 629	3. 80	砂防指定地・山災H	
	計	5, 059. 96		
小 谷 村	601~605, 614~618, 立ノ沢共有林官造1, 2	2, 451. 13	水源かん養保安林	
	601~604, 606~613, 630~636	4, 733. 38	土砂流出防備保安林	
	計	7, 184. 51		

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県など関係機関との連絡
調整を図り災害の防止に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安施設地区については、水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定することとする。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け、事業実施等の効果的な対策を講ずることとする。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて植栽・緑化に在来種を用いるなど、治山施設の設置等において生物多様性への配慮、保全に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策に関する事項

松くい虫の被害に対しては、松くい虫防除対策協議会等の場を通じて民有林と協調しつつ、より効果的な防除を進めることとする。

カシノナガキクイムシの被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(2) 鳥獣による森林被害対策に関する事項

ニホンカモシカ及びニホンジカの被害については、防護柵の作設、プラスチック製の剥皮防止ネットの効果的な設置及び忌避剤等の使用により、造林地等における食害等を未然に防止することとする。

また、長野県における鳥獣の適切な保護管理を推進するための個体数調整及び各種被害対策の充実や策定された「第二種特定鳥獣管理計画」の実施に対して、関係市町村等との連携を図りつつ、必要な協力を行うこととする。特に、ニホンジカの管理捕獲については、関係機関と連携を図りながら取り組むこととする。

野兎、野鼠の被害については、森林の巡視等による早期発見に努め、適切な防除に努めることとする

(3) 林野火災の予防に関する事項

林野火災の予防については、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら山火事の未然防止に努めることとする。

(4) その他必要な事項

気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。

また、本計画区の国有林は、優れた自然景観を有し、登山、ハイキング、スキー等といった野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物をはじめとする貴重な野生動植物種の保護、樹木・土石等の盗採掘防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓発普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら高山植物等盗採掘の未然防止に努めることとする。

ア 森林の巡視に関する事項

諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護についての啓発普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過

去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,108	862	246	589	480	109	519	382	137
うち前半5年分	714	559	155	431	351	80	283	208	75

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	7,079
うち前半5年分	3,860

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	413	1,055
うち前半5年分	200	637

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	大町市	鹿 島 川	0.50 (1)	1,032	1	①	501
				小計	0.50 (1)	1,032	1		
〃	〃	〃	松本市	黒 沢	1.08 (1)	195	1	②	318～320
				小計	1.08 (1)	195	1		
〃	〃	〃	塩尻市	奈 良 井 支 線	2.50 (1)	308	1	③	1508～1511 ・1515
〃	〃	〃	〃	奈 良 井 支 線	2.50 (1)	308		④	1501・ 1504～1508
〃	〃	〃	〃	坊 主 (羽 淵)	2.50 (1)	324		⑤	1555～1558
				小計	7.50 (3)	940	1		
				計	9.08 (5)	2,167	3		

単位 延長：km、面積：ha

開設／ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	備 考
拡張	自動車道 (一般改良)	松本市	湯 川	0.10 (2)	137～139
〃	〃	〃	大 白 川	0.18 (6)	156～162・178
〃	〃	〃	池の沢前川(前川)	0.10 (4)	145～149
〃	〃	〃	島 々 谷	0.12 (4)	10・11
〃	〃	〃	島 々 谷 併 用	0.06 (2)	2
〃	〃	〃	奈川黒川(黒川)	0.08 (4)	305～308・313・318～320
〃	〃	〃	奈川黒川(赤田沢)併用	0.08 (4)	348・354・358～363
〃	〃	〃	奈川黒川(奈川)	0.64 (8)	364～399
〃	〃	〃	水 沢 山	0.08 (4)	237・238
〃	〃	〃	五 六 沢	0.08 (4)	156～160
〃	〃	〃	黒 沢 支 線	0.06 (4)	234・235
〃	〃	〃	河 鹿 沢	0.06 (3)	242～244
〃	〃	〃	金 松 寺	0.06 (2)	236
〃	〃	〃	蝶 ケ 原 併 用	0.04 (2)	252
〃	〃	〃	コ ウ ロ 沢	0.08 (4)	388～393
〃	〃	〃	黒 川 支 線	0.08 (4)	321～333
〃	〃	〃	境 峠	0.08 (4)	400～401・403
			小計	1.98 (65)	

拡張	自動車道 (一般改良)	大町市	鹿 島 川	0.06 (2)	501・502
〃	〃	〃	鹿 島 川 (大ゴ沢)	0.06 (2)	504
〃	〃	〃	中ノ沢併用	0.11 (3)	567
〃	〃	〃	乳川馬羅尾(乳川)併用	0.12 (3)	576
〃	〃	〃	大 川	0.04 (2)	507・510・511
			小計	0.39 (12)	
拡張	自動車道 (一般改良)	塩尻市	奈 良 井	0.12 (4)	1515～1517・1522～1524・ 1537～1541
〃	〃	〃	坊 主 (桑 崎)	0.12 (4)	1573～1580
〃	〃	〃	坊 主 (羽 渕)	0.10 (4)	1558
〃	〃	〃	羽 渕	0.26 (6)	1502・1503
〃	〃	〃	贄川橋戸(橋戸)	0.26 (7)	1607～1618
〃	〃	〃	贄川橋戸(贄川)	0.12 (4)	1589～1603
〃	〃	〃	福 沢	0.12 (4)	1605・1606
〃	〃	〃	入 細 沢	0.07 (3)	1582
〃	〃	〃	贄 川 支 線	0.09 (3)	1598
〃	〃	〃	白 川 (奈 良 井)	0.08 (4)	1542～1552
〃	〃	〃	黒 川	0.09 (3)	1525・1526・1533・1541
			小計	1.43 (46)	
拡張	自動車道 (一般改良)	松川村	乳川馬羅尾(馬羅尾)	0.10 (4)	587
			小計	0.10 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)	白馬村	白 馬	0.12 (4)	623・624
			小計	0.12 (4)	
拡張	自動車道 (一般改良)	小谷村	横 川 併 用	0.18 (6)	603～606
			小計	0.18 (6)	
			計	4.20 (137)	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち 前半5年分	
総数（実面積）	97,556	97,556	
水源涵養のための保安林	53,043	53,043	
災害防備のための保安林	44,514	44,514	
保健、風致のための保安林	10,383	10,383	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
指定	水源かん養	塩尻市	1577～1606	827	827	水源かん養のため	
指定	土砂流出防備	安曇野市	230	139	139	水源かん養のため	
指定	土砂流出防備	安曇野市	225～229	1,308	1,308	国土保全に資するため	
			計	2,274	2,274		

指定／ 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
解除	水源かん養	松本市	32・100・102	0	0	指定理由の消滅	
解除	土砂流出防備	大町市	523	0	0	指定理由の消滅	
			計	0	0		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 林班数

森林の所在		治山事業施工		主な工種	備考
市町村	区域	地区数	うち前半5年分		
松本市	64～66・155・161～163, 67～77, 83～85, 86～88, 109～111, 112～114, 115～118, 119～128, 129～140, 141～154, 156～160・164～180, 233～235, 236, 237・238, 241～244, 247・248, 301～320・334, 321～333, 336～346, 359～372, 373～384, 385～404	65	53	溪間工、山腹工、本数調整伐	
大町市	501～503, 504～506, 507～510, 519～521, 522・523・526・527, 524, 538～541, 576～581	12	10	溪間工、山腹工、本数調整伐	
塩尻市	1501～1516・1547～1554, 1517～1546, 1559～1573, 1574～1585 (1586・1587欠) , 1588～1603・1604, 1605～1618	20	19	溪間工、山腹工、本数調整伐	
安曇野市	208, 211・212, 218	4	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
松川村	582～587	2	2	山腹工、本数調整伐	
白馬村	623～629	2	1	溪間工、山腹工	
小谷村	601～606, 607～614, 634～636	8	5	溪間工、山腹工	
計		113	91		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。

第6 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次表のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林	松本市	49～63, 71～73, 75, 76, 129～134, 136～139, 144, 145, 147～159, 164～180, 233～238, 241～244, 252, 301～334, 336～346, 348～400, 松本市(旧波田町)官造10～19, 松本市(旧梓川村)官造1～4, 松本市(旧奈川村)官造6	11,957.00	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域		74, 75, 81, 82	192.01	
水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域		74, 81, 82, 129, 131, 132, 134～137, 140, 143, 144	906.06	
水源かん養保安林 国立公園第3種特別地域		135～137, 140, 142, 145～149	609.53	
水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域		245, 246	158.24	
水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域		249, 250	18.28	
水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域		249, 250, 252	426.71	
水源かん養保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		86, 87, 92～96, 99～101	2,179.08	
水源かん養保安林 砂防指定地		1～29, 37～48, 64～70, 77, 126～128, 141, 155, 160～163, 233, 234, 241, 242, 320, 321, 326, 327, 333, 松本市(旧梓川村)官造1, 4	8,497.02	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		119, 121	188.93	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		80～82	29.23	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		14, 15, 18, 19, 22, 24～41, 78～82, 120～129	3,655.25	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域	松本市	247, 248	13. 29	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		247, 248	378. 35	
水源かん養保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		85, 86, 99, 115, 118	228. 14	
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		113	4. 81	
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		102～104	1, 835. 24	
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区		129, 134～137, 143～148	463. 61	
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		129, 130, 134～137, 143～148	660. 76	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		83～86, 88～91, 97, 98, 115, 116	1, 928. 38	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第2種特別地域		84	6. 31	
水源かん養保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 特別母樹林 国立公園特別保護地区		85	1. 71	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区	松本市	126～128	15.71	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		126～128	115.16	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		83～86, 89～91, 98, 115～118	462.77	
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		109～113	199.83	
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		105～114	4,224.57	
水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第2種特別地域		114	8.27	
土砂流出防備保安林		244, 405～413	332.51	
土砂流出防備保安林 国定公園第1種特別地域		245, 246	144.66	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		414	29.31	
土砂崩壊防備保安林		251-2, 251-3	33.91	
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地	155, 160～162	49.83		

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
土砂崩壊防備保安林 風致地区	松本市	251-1	9.71	別 紙 の と お り
干害防備保安林		422	20.99	
国立公園特別保護地区		83～86, 89, 91, 94, 95, 97, 98, 100, 102, 103, 105～107, 109～111, 113～115, 136, 137, 143～145	12.53	
国立公園第1種特別地域		143, 144	2.11	
国立公園第2種特別地域		84, 114, 129, 136, 140, 143, 144	23.55	
国立公園第3種特別地域		137, 140, 142	0.70	
国定公園第1種特別地域		245, 246	114.06	
国定公園第2種特別地域		249, 250	21.69	
国定公園第3種特別地域		252, 寿財産区官造1	40.68	
砂防指定地		1～6, 10, 11, 42, 47, 65～70, 77, 155, 160～ 163, 233, 234, 320, 415, 松本市(旧梓川村)官造1, 4	58.24	
砂防指定地 国定公園第2種特別地域		247, 248, 寿(財)官造2	13.44	
砂防指定地 国定公園第3種特別地域		247, 寿(財)官造2	21.13	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		78, 80～82, 120, 122～128	20.60	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		83, 84, 86, 109, 111～113, 117～119	23.70	
風致地区		251-1	0.04	
水源かん養保安林	大町市	503～507, 510, 574～576, 580, 581	1,261.22	
水源かん養保安林 砂防指定地		503, 504, 506, 507, 510, 519～522, 527～531	1,397.35	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		528	11.13	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520, 522	18.35	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地	大町市	522	12.28	別 紙 の と お り
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		520～522	60.08	
土砂流出防備保安林		501, 502, 507～511, 514～518, 520, 521, 526, 532～540, 560～564, 570～580	5,919.49	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		508～510, 512～515, 521, 523～525, 532, 533, 537, 540, 541, 549～552, 555～557, 563, 577, 578, 588, 589	4,907.51	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		505, 508, 509, 523～526, 532, 533, 537, 538, 540, 543, 544, 546～552, 555～557, 559, 561～563, 576～578, 588, 589	6,212.53	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		511～513, 520～526, 536～543, 547, 554～561	2,161.92	
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		508～511, 513, 544～547, 550～553, 555～557, 559	2,702.13	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		511, 526, 535, 538～540, 560, 561	75.09	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548, 549, 588, 589	168.72	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		523～525, 535～547, 550～554, 558～562, 564	586.02	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		544～547, 550～553	128.08	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		542～544, 546, 588, 589	2,824.15	
土砂流出防備保安林 史跡名勝天然記念物 国立公園第1種特別地域		548, 588	25.31	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
なだれ防止保安林	大町市	518	65.42	別 紙 の と お り
国立公園特別保護地区		508, 509, 512, 524, 525, 544, 550	0.31	
国立公園第1種特別地域		524, 550, 559	0.16	
国立公園第2種特別地域		511, 523～525, 536～538, 540, 541, 554, 557～559, 561	23.21	
国立公園第3種特別地域		511, 552	1.23	
砂防指定地		501, 502, 504, 506, 507, 510, 511, 514, 515, 519, 526, 535, 538, 560, 565～567, 569	1,229.46	
砂防指定地 国立公園第1種特別地域		524, 525, 548	0.88	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		511～513, 520～525, 535～540, 550～554, 558～561, 565	122.50	
砂防指定地 国立公園第3種特別地域		511, 513, 551～553	9.97	
水源かん養保安林	塩尻市	1501～1525, 1533～1535, 1537～1563, 1574 ～1576, 1590～1593, 1599～1603, 1605～ 1618, 奈良井区官造19～24, 26～40, 平沢区官造10～18	4,939.69	
水源かん養保安林 郷土環境保全地域		1564	17.60	
水源かん養保安林 県立自然公園第1種特別地域		1536	5.31	
水源かん養保安林 県立自然公園第2種特別地域		1536	38.54	
水源かん養保安林 県立自然公園第3種特別地域		1536	239.05	
土砂流出防備保安林		1524～1526, 1532, 1564～1567, 1604, 贛川区官造5, 6	392.33	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第3種特別地域		1527～1531	284.32	
砂防指定地		1510, 1549～1551	5.36	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林	安曇野市	210～215, 218, 231, 232	1,079.03	別 紙 の と お り
水源かん養 国立公園第2種特別地域		204, 205, 210～213, 215	53.89	
水源かん養 国立公園第3種特別地域		204, 205, 213	76.35	
水源かん養 砂防指定地		211, 212,	2.01	
水源かん養 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 212	1.02	
水源かん養 特別母樹林 国立公園第2種特別地域		204	1.31	
土砂流出防備保安林		201～203, 210～212, 216～226, 228, 229, 231	2,144.25	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		206, 207, 209～212, 220～224	499.10	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		203～205, 207～212, 220～224	1,474.93	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		201～210, 215, 216	1,802.61	
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域		202, 203, 209～212, 219～224	820.63	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		216	19.77	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第3種特別地域		203	19.92	
国立公園特別保護地域		223, 224, 227	15.62	
国立公園第2種特別地域		204, 205, 208～211, 213, 215, 216, 226, 227	57.40	
国立公園第3種特別地域		203～205	2.41	
砂防指定地		211, 212	1.05	
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		211, 216	0.65	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
水源かん養保安林	朝日村	朝日村官造1	62.27	別 紙 の と お り
水源かん養保安林	筑北村	筑北村(旧坂北村)官造1, 筑北村(旧坂井村)官造1,2	91.17	
水源かん養保安林 砂防指定地		筑北村(旧坂井村)官造2	0.83	
水源かん養保安林	松川村	582, 583, 586, 587	649.89	
土砂流出防備保安林		584, 585	276.23	
水源かん養保安林	白馬村	白馬村官造3~5, 7	35.69	
土砂流出防備保安林		622~624, 628	392.47	
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域		627	3.10	
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域		621, 623~625	388.51	
土砂流出防備保安林 砂防指定地		622, 628	2.40	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		619, 620	374.13	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		619, 620	781.71	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		619~621	261.54	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第1種特別地域		626~628	668.32	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第2種特別地域		625	150.49	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第1種特別地域		626, 627	2.09	

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法	
	市町村	区 域			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域	白馬村	625	2.02	別 紙 の と お り	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		626, 626	29.14		
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		621, 625～627	1,258.95		
保健保安林 砂防指定地 国立公園第2種特別地域		625	0.12		
国立公園特別保護地区		625, 626	0.53		
国立公園第1種特別地域		628	0.10		
国立公園第2種特別地域		621, 623～625	48.98		
砂防指定地		622, 627, 629	2.70		
砂防指定地 国立公園特別保護地区		625	0.14		
砂防指定地 国立公園第1種特別地域		620	0.02		
砂防指定地 国立公園第2種特別地域		621, 624	1.18		
水源かん養保安林		小谷村	601～605, 614～618, 立ノ沢共有林官行造林組合官造1,2		2,450.97
水源かん養保安林 砂防指定地			立ノ沢共有林官行造林組合官造1		0.16
土砂流出防備保安林	601～604, 606, 630～634, 636		1,356.32		
土砂流出防備保安林 国立公園第1種特別地域	602, 603, 607, 608, 610, 611, 635		712.86		
土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	607, 608, 611, 612, 630, 631		613.16		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業 方法
	市町村	区 域		
土砂流出防備保安林 国立公園第3種特別地域	小谷村	607～613	1,033.31	別 紙 の と お り
土砂流出防備保安林 砂防指定地		633～636	913.34	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区		636	17.50	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区		636	36.69	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第1種特別地域		630	37.19	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第2種特別地域		630	13.01	
国立公園第1種特別地域		630, 635	11.61	
国立公園第2種特別地域		611, 612	8.92	
砂防指定地		633～636, 立ノ沢共有林官行造林組合官造1	1.99	
鳥獣保護区特別保護地区		636	0.03	

(別紙1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源かん養 保安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊 防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
なだれ防止 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
保健 保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別紙2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<p>1 第1種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 第2種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、地方環境事務所長若しくは自然環境事務所長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注1 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達）による。

2 県立自然公園は、本表に準じて取扱うものとし、詳細については長野県立自然公園条例等による。

(別紙3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

- 1 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし（その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐）、その他の森林にあつては伐採種を定めない。
- 2 本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢）に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
- 3 保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日 林野計第1043号 林野庁長官通達）による。

(別紙4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 3 切り取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧 	<p>詳細は、長野県砂防指定地管理条例（平成14年12月26日条例第57号）による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1～4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまま延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び生育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について（昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達）による。</p>
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物	<p>禁伐とする。</p>	<p>詳細は、文化財保護法等による。</p>

2 その他必要な事項

(1) 森林整備への多様な主体の参加

フィールドの提供や必要な技術指導により、広く国民やNPO法人等による自主的な森林整備活動の推進に取り組むこととする。

(2) 木材利用の拡大

林業の持続的かつ健全な発展を図ることを目的とした「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行されたこと。

また、同年12月に「新農林水産省木材利用推進計画」が策定されたことを踏まえ、公共建築物等における木材利用の拡大に積極的に取り組むこととする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		100,757.01		
市町村別内訳	松本市	1～180, 233～238, 241～250, 252, 301～334, 336～346, 348～426, 寿(財)官造1, 2, 松本市(旧波田町)官造10～19, 松本市(旧梓川村)官造1～10, 松本市(旧奈川村)官造6	40,739.48	伐期の延長、長伐期施業、複層林施業(択伐以外)、複層林施業(択伐)のいずれかにより、水源の涵養機能の維持増進を図る。
	大町市	501～567, 569～581, 588, 589	29,930.95	
	塩尻市	1501～1585, 1588～1618, 奈良井区官造19～24, 26～40, 贄川区官造2, 3, 5, 6, 8, 9, 平沢区官造10～18	7,169.53	
	安曇野市	201～232	9,512.13	
	朝日村	朝日村官造1	62.27	
	筑北村	筑北村(旧坂北村)官造1, 筑北村(旧坂井村)官造1, 2	101.90	
	松川村	582～587	926.83	
	白馬村	619～629, 白馬村官造3～5, 7	5,096.31	
	小谷村	601～618, 630～636, 立ノ沢共有林官行造林組合官造1, 2	7,217.61	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		91,281.71		
市町村別内訳	松本市	1～151, 154～180, 233～238, 241～252, 301～307, 309～312, 314～316, 320, 321, 326, 327, 333, 343～345, 350～352, 355, 356, 368, 369, 371, 375～381, 383～386, 388～391, 405～426, 寿(財)官造2, 松本市(旧梓川村)官造1～10	36,492.06	長伐期施業、複層林施業(択伐以外)、複層林施業(択伐)のいずれかにより、森林の有する土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全機能の維持増進を図る。
	大町市	501～567, 569～581, 588, 589	29,930.95	
	塩尻市	1510, 1524～1532, 1536, 1546, 1549～1551, 1560～1571, 1604, 1607～1618, 奈良井区官造19, 23, 24, 34, 贛川区官造5, 6	2,176.57	
	安曇野市	201～232	9,512.13	
	朝日村	朝日村官造1	62.27	
	筑北村	筑北村(旧坂井村)官造2	0.83	
	松川村	582～587	926.83	
	白馬村	619～629	5,060.53	
	小谷村	601～618, 630～636, 立ノ沢共有林官行造林組合官造1	7,119.54	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		2,870.42	
市 町 村 別 内 訳	松本市	245, 250～252, 寿(財)官造1, 2	617.67
	大町市	501, 502, 518, 519, 529～531, 534, 535, 566, 567, 569, 570	2,234.99
	塩尻市	贄川区官造5	17.76
	安曇野市		
	朝日村		
	筑北村		
	松川村		
	白馬村		

(3) 保健文化機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域	面積	施業方法	
総数		53,654.26		
市 町 村 別 内 訳	松本市	14, 15, 18, 19, 22, 24~41, 64~69, 74, 75, 78~132, 134~137, 140, 142~148, 155, 237, 245~252, 338, 340~342, 401~406, 寿(財)官造1, 2, 松本市(旧波田町)官造10~19, 松本市(旧奈川村)官造6	21,034.93	長伐期施業、複層林施業 (択伐以外)、複層林施業 (択伐)のいずれかにより、 保健文化機能の維持増進を図る。
	大町市	505, 508~515, 517~526, 528, 532, 533, 535~565, 576~578, 588, 589	20,408.36	
	塩尻市	1536, 1553, 1554	363.62	
	安曇野市	202~213, 215, 216, 219~224, 226, 227	4,592.09	
	朝日村			
	筑北村			
	松川村	585	68.60	
	白馬村	619~621, 623~629	4,163.04	
	小谷村	601~603, 607~613, 630~632, 635, 636	3,023.62	

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森 林 面 積						森林比率 ②/①× 100	
		総数 ②	国有林（林野庁所管）			その他 国有林	民有林		
			計	国有林	官行造林				
総 数	297,867	235,086	101,029	98,717	2,312	263	133,794	79	
市町村別内訳	松本市	97,877	78,313	41,012	40,159	853		37,302	80
	大町市	56,499	49,414	29,931	29,931		204	19,279	87
	塩尻市	29,013	21,816	7,170	5,997	1,172		14,647	75
	安曇野市	33,182	20,194	9,512	9,512		39	10,643	61
	麻績村	3,438	2,337	-				2,337	68
	生坂村	3,897	3,075	-				3,075	79
	山形村	2,494	1,276	-				1,276	51
	朝日村	7,063	6,048	62		62		5,986	86
	筑北村	9,950	8,321	102		102		8,219	84
	池田町	4,018	2,153	-				2,153	54
	松川村	4,708	2,643	927	927		20	1,697	56
	白馬村	18,937	15,767	5,096	5,061	36		10,671	83
	小谷村	26,791	23,729	7,218	7,131	87		16,511	89

注 1 区域面積及びその他有林面積は、「長野県民有林の現況（平成27年4月）」、
民有林面積は、長野県森林政策課資料による。

2 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温（℃）			年間降水量 量(mm)	最高積雪 量 (cm)	備考
	最高	最低	年平均			
白馬	33.5	-15.9	9.4	1,924	65	
大町	33.7	-15.6	9.5	1,487	40	
穂高	36.7	-12.3	11.6	1,118	—	
松本	36.3	-11.1	12.2	1,090	49	
奈川	32.0	-18.1	8.1	2,017	—	

注 「アメダス」（2010年～2014年の気象）による。

イ 地勢

本文「I計画の大綱」に記述のとおり

ウ 地質、土壌等

本文「I計画の大綱」に記述のとおり

(3) 土地利用の現況

区 分	総数	森林	農 地			その他	
			計	田	畑		
総 数	297,867	235,086	29,496	18,285	11,211	33,285	
市町村別内訳	松本市	97,877	78,313	8,760	5,117	3,643	10,804
	大町市	56,499	49,414	2,814	2,342	472	4,271
	塩尻市	29,013	21,816	3,468	1,179	2,289	3,729
	安曇野市	33,182	20,194	7,446	5,591	1,855	5,542
	麻績村	3,438	2,337	594	272	322	507
	生坂村	3,897	3,075	544	125	419	278
	山形村	2,494	1,276	811	205	606	407
	朝日村	7,063	6,048	549	113	436	466
	筑北村	9,950	8,321	908	387	521	721
	池田町	4,018	2,153	923	740	183	942
	松川村	4,708	2,643	1,183	1,085	98	882
	白馬村	18,937	15,767	998	772	226	2,172
	小谷村	26,791	23,729	498	357	141	2,564

- 注 1 総数、農地面積は、「ながの県勢要覧」（平成26年度版）による。
 2 森林面積は、当参考資料の（1）市町村別土地面積及び森林面積による。
 3 その他は、総数から森林、農地面積を差し引いた面積。
 4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(4) 産業別生産額

区 分	農業産出額 (千万円)	製造品出荷額等 (従業員 4 人以上) (万円)	年間商品販売額 (万円)
総 数	5,697	149,821,657	175,826,123
市町村別内訳	松本市	1,847	141,418,079
	大町市	600	3,219,902
	塩尻市	849	13,180,591
	安曇野市	1,274	13,348,065
	麻績村	65	169,791
	生坂村	25	24,562
	山形村	256	1,618,820
	朝日村	223	227,410
	筑北村	141	168,242
	池田町	105	817,576
	松川村	175	577,421
	白馬村	118	937,881
	小谷村	19	117,783

注 1 長野県の統計情報「経済基盤」による。

2 基準日等は、農業産出額が平成18年、製造品出荷額等が平成25年、年間商品販売額が平成24年である。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総 数	250,946	19,887	19,395	420	72	65,296	159,260	
市町村別内訳	松本市	122,051	7,191	7,042	141	8	28,177	83,763
	大町市	14,812	1,363	1,262	92	9	4,385	8,859
	塩尻市	35,770	2,973	2,913	55	5	11,533	20,877
	安曇野市	49,401	4,281	4,185	52	44	13,713	28,647
	麻績村	1,452	288	286	2	0	357	806
	生坂村	904	144	141	2	1	296	462
	山形村	4,681	893	885	8	0	1,245	2,373
	朝日村	2,569	572	565	6	1	705	1,265
	筑北村	2,671	579	569	10	0	685	1,407
	池田町	4,962	457	445	9	3	1,508	2,988
	松川村	5,074	583	571	11	1	1,646	2,834
	白馬村	4,854	311	297	14	0	724	3,810
	小谷村	1,745	252	234	18	0	322	1,169

注 1 平成22年度「国勢調査報告」による。

2 総数には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

齢級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	101,029.37	12,079	49	43.28	1		14.30			61.50	2		95.58		
総数	82,231.00	12,079	49	43.28	1		14.30			61.50	2		95.58		
針	49,474.27	7,804	40	22.64			5.42			46.45	2		93.10		
広	32,756.73	4,275	9	20.64			8.88			15.05			2.48		
総数	13,796.56	2,928	41	12.15			8.84			58.21	2		95.58		
針	13,639.35	2,743	38	12.15			5.42			46.45	2		93.10		
広	157.21	185	3				3.42			11.76			2.48		
総数	13,670.47	2,904	40	7.67			5.70			42.98	1		61.25		
針	13,520.04	2,720	38	7.67			5.42			34.03	1		58.77		
広	150.43	183	3				0.28			8.95			2.48		
	(94.37)														
育 複 層 成 林	126.09	24		4.48			3.14			15.23			34.33		
針	119.31	23		4.48						12.42			34.33		
広	6.78	2					3.14			2.81					
総数	68,434.44	9,151	8	31.13	1		5.46			3.29					
針	35,834.92	5,062	2	10.49											
広	32,599.52	4,089	6	20.64			5.46			3.29					
育 単 層 成 林															
針															
広															
育 複 層 成 林	632.99	91	2	31.13	1		5.46			3.29					
針	227.66	36	1	10.49											
広	405.33	55	1	20.64			5.46			3.29					
天 然 生 竹 林	67,801.45	9,060	6												
針	35,607.26	5,025	1												
広	32,194.19	4,034	5												
無立木地	18,798.37														

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	201.35	15	1	442.09	43	2	656.85	84	3	849.34	135	3	1,615.01	289	6
総数	201.35	15	1	442.09	43	2	656.85	84	3	849.34	135	3	1,615.01	289	6
針	190.05	15	1	416.14	42	2	616.33	82	3	840.28	134	3	1,439.14	261	5
広	11.30			25.95	1	1	40.52	2		9.06	2		175.87	27	1
総数	186.72	15	1	413.68	42	2	612.86	81	3	843.44	135	3	1,347.92	262	5
針	183.67	14	1	413.68	41	2	611.83	81	3	838.12	134	3	1,347.92	252	5
広	3.05						1.03			5.32	1			10	
総数	172.75	13	1	405.11	41	2	607.04	81	3	834.61	134	3	1,347.92	262	5
針	169.70	13	1	405.11	41	2	606.01	81	3	829.29	133	3	1,347.92	252	5
広	3.05						1.03			5.32	1			10	
人工林															
育 成	13.97	1		8.57	1		5.82			8.83	1				
針	13.97	1		8.57	1		5.82			8.83	1				
広															
総数	14.63			28.41	1	1	43.99	2		5.90			267.09	27	1
針	6.38			2.46			4.50			2.16			91.22	10	
広	8.25			25.95	1	1	39.49	2		3.74			175.87	17	1
天然林															
育 成	14.63			20.13	1	1	14.72	1					212.69	22	1
針	6.38			2.31			2.66						78.63	8	
広	8.25			17.82	1	1	12.06	1					134.06	14	
天然生				8.28			29.27	2		5.90			54.40	5	
針				0.15			1.84	1		2.16			12.59	1	
広				8.13			27.43	1		3.74			41.81	4	
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.0 齡級			1.1 齡級			1.2 齡級			1.3 齡級			1.4 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量									
総数	2,140.36	397	7	1,966.26	410	6	2,526.10	536	7	1,200.93	286	3	390.02	71	1
総数	2,140.36	397	7	1,966.26	410	6	2,526.10	536	7	1,200.93	286	3	390.02	71	1
針	1,929.60	361	6	1,918.03	400	5	2,337.64	493	6	1,038.38	250	3	180.51	38	
広	210.76	36	1	48.23	10		188.46	39	1	162.55	36	1	209.51	33	
総数	1,869.75	365	6	1,929.82	404	5	2,323.66	504	6	994.48	249	2	144.26	33	
針	1,869.75	354	6	1,907.28	398	5	2,245.01	481	6	987.73	238	2	138.23	30	
広		11		22.54	6		78.65	23		6.75	10		6.03	3	
青単層林	1,869.75	365	6	1,929.82	404	5	2,323.66	504	6	994.48	249	2	140.93	32	
針	1,869.75	354	6	1,907.28	398	5	2,245.01	481	6	987.73	238	2	135.73	30	
広		11		22.54	6		78.65	23		6.75	10		5.20	3	
育複層林															
総数															
針															
広															
総数	270.61	32	1	36.44	5		202.44	33	1	206.45	37	1	245.76	38	1
針	59.85	8		10.75	2		92.63	16		50.65	11		42.28	8	
広	210.76	24	1	25.69	3		109.81	16		155.80	26		203.48	30	
青単層林															
針															
広															
青複層林	127.69	15					57.03	10		82.71	19				
針	34.76	4					20.69	4		39.22	9				
広	92.93	11					36.34	6		43.49	9				
天然林	142.92	17	1	36.44	5		145.41	22		123.74	18		245.76	38	1
針	25.09	3		10.75	2		71.94	12		11.43	2		42.28	8	
広	117.83	14		25.69	3		73.47	10		112.31	16		203.48	30	
無立木地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 065 中部山岳

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	1.5 齡級			1.6 齡級			1.7 齡級			1.8 齡級			1.9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	613.07	118	1	583.75	137	1	937.01	220	2	752.95	195	1	931.51	226	1
総数	613.07	118	1	583.75	137	1	937.01	220	2	752.95	195	1	931.51	226	1
針	323.56	64	1	391.55	82	1	573.52	126	1	584.23	140	1	538.15	127	1
広	289.51	54	1	192.20	55	1	363.49	95	1	168.72	56	1	393.36	98	1
総数	290.00	65	1	328.48	86	1	512.22	138	1	536.27	151	1	497.47	138	1
針	284.19	57	1	327.49	69	1	511.84	115	1	533.80	128	1	493.90	118	1
広	5.81	8	1	0.99	17	1	0.38	23	1	2.47	22	1	3.57	20	1
青	285.00	64	1	328.48	83	1	512.22	138	1	516.79	147	1	497.47	138	1
成	279.19	56	1	327.49	66	1	511.84	115	1	514.32	125	1	493.90	117	1
林	5.81	8	1	0.99	17	1	0.38	23	1	2.47	21	1	3.57	20	1
人工	(2.48)			(13.42)									(3.18)		
育	5.00	1	3							19.48	4				
成	5.00	1	3							19.48	3				
層															
地															
総	323.07	52	1	255.27	51	1	424.79	82	1	216.68	45	1	434.04	88	1
数	39.37	7	13	64.06	13	13	61.68	10	10	50.43	11	11	44.25	10	10
針	283.70	45	38	191.21	38	38	363.11	72	72	166.25	34	34	389.79	78	78
広															
育															
成															
層															
地															
総	5.29	1	1	0.52			4.38	1	1	7.57	2	2	7.57	2	2
数	5.29	1	1	0.05			3.07	1	1	6.60	1	1	6.60	1	1
針							1.31	1	1	0.97	1	1	0.97	1	1
広				0.47											
育	317.78	51	1	254.75	51	1	420.41	81	1	216.68	45	1	426.47	86	1
成	34.08	7	13	64.01	13	13	58.61	9	9	50.43	11	11	37.65	9	9
層	283.70	44	38	190.74	38	38	361.80	72	72	166.25	34	34	388.82	77	77
地															
無															
立															
木															
地															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

制限林普通林別森林資源表

区分	立木地										計	林地以外の地	計	計		
	人工林					天然林										
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地						
制限林	面積	針 11,783.49	96.56	11,880.05	176.76	34,397.12	34,573.88	46,453.93								
	広	145.82	6.78	152.60	343.17	31,426.57	31,769.74	31,922.34								
	計	11,929.31	103.34	12,032.65	519.93	65,823.69	66,343.62	78,376.27	9.52			18,562.28	18,571.80	96,948.07		
材積	針	2,361.863	19.455	2,381.318	30.075	4,807.056	4,837.131	7,218.449								
	広	146.063	1.826	147.889	48.399	3,897.649	3,946.048	4,093.937						7,218.449		
	計	2,507.926	21.281	2,529.207	78.474	8,704.705	8,783.179	11,312.386						4,093.937		
成長量	針	33,040.3	365.3	33,405.6	463.1	1,179.5	1,642.6	35,048.2								
	広	2,088.7	12.6	2,101.3	1,023.7	4,648.5	5,672.2	7,773.5						7,773.5		
	計	35,129.0	377.9	35,506.9	1,486.8	5,828.0	7,314.8	42,821.7						42,821.7		
普通林	面積	針 1,736.55	22.75	1,759.30	50.90	1,210.14	1,261.04	3,020.34								
	広	4.61	4.61	9.22	62.16	767.62	829.78	834.39								
	計	1,741.16	27.36	1,768.66	113.06	1,977.76	2,090.82	3,854.73				226.57	226.57	4,081.30		
計	面積	針 358,149	3,165	361,314	6,157	218,320	224,477	585,791								
	広	37,425	37,425	74,850	6,607	136,558	143,165	180,590								
	計	395,574	3,165	398,739	12,764	354,878	367,642	766,381								
成長量	針	4,642.1	40.5	4,682.6	165.2	100.0	265.2	4,947.8								
	広	416.7	416.7	833.4	227.8	376.5	604.3	1,021.0						1,021.0		
	計	5,058.8	40.5	5,099.3	393.0	476.5	869.5	5,968.8						5,968.8		
計	面積	針 13,520.04	119.31	13,639.35	227.66	35,607.26	35,834.92	49,474.27								
	広	150.43	6.78	157.21	405.33	32,194.19	32,599.52	32,756.73								
	計	13,670.47	126.09	13,796.56	632.99	67,801.45	68,434.44	82,231.00	9.52			18,788.85	18,798.37	101,029.37		
計	材積	針 2,720,012	22,620	2,742,632	36,232	5,025,376	5,061,608	7,804,240								
	広	183,488	1,826	185,314	55,006	4,034,207	4,089,213	4,274,527								
	計	2,903,500	24,446	2,927,946	91,238	9,059,583	9,150,821	12,078,767								
成長量	針	37,682.4	405.8	38,088.2	628.3	1,279.5	1,907.8	39,996.0								
	広	2,505.4	12.6	2,518.0	1,251.5	5,025.0	6,276.5	8,794.5						8,794.5		
	計	40,187.8	418.4	40,606.2	1,879.8	6,304.5	8,184.3	48,790.5						48,790.5		

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

無立木地等

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

市町村	区分		人工林				天然林				立木地				無立木地等				計
	面積	材積	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改訂予定地	林地以外の土地	計			
			計	計	計	計													
松本市	針	5,746.50	12.05	5,758.55	73.20	18,151.89	18,225.09	23,983.64											
	広	22.37	5.80	28.17	150.52	11,810.01	11,960.53	11,988.70											
	計	5,768.87	17.85	5,786.72	223.72	29,961.90	30,185.62	35,972.34	9.52						5,029.98	5,039.50			
	針	1,141.058	3,420	1,144.478	8,974	3,074.349	3,083.323	4,227.801											
	広	1,178.670	3,505	1,182.175	24,823	4,861.452	4,886.275	6,068.450											
	計	16,784.1	79.3	16,863.4	152.3	600.6	752.9	17,616.3											
大町市	針	161.831	4.417	166.248	1,784	976.745	978.529	1,144.777											
	広	2,889	316	3,205	5,802	875.346	881.148	884.353											
	計	164,720	4,733	169,453	7,586	1,852.091	1,859.677	2,029.130											
	針	2,724.3	127.7	2,852.0	9.9	230.7	240.6	3,092.6											
	広	2,753.4	130.1	2,883.5	62.6	1,157.5	1,220.1	4,103.6											
	計	4,815.29	50.62	4,865.91	9.52	1,365.83	1,375.35	6,241.26											
塩尻市	針	99.62	99.62	199.24	19.96	595.71	615.67	715.29											
	広	4,914.91	50.62	4,965.53	29.48	1,961.54	1,991.02	6,956.55											
	計	984,125	8,470	992,595	1,689	277,902	279,591	1,272,186											
	針	114,040	1,100	115,140	3,364	111,465	114,829	229,969											
	広	1,098,165	9,570	1,107,735	5,053	389,367	394,420	1,502,155											
	計	10,476.5	87.4	10,563.9	14.8	40.5	55.3	10,619.2											
安曇野市	針	1,295.4	6.8	1,302.2	82.1	206.0	288.1	1,590.3											
	広	11,771.9	94.2	11,866.1	96.9	246.5	343.4	12,209.5											
	計	837,20	36.08	873.28	78.57	4,481.08	4,559.65	5,432.93											
	針	0.38	0.83	1.21	114.23	2,917.46	3,031.69	3,032.90											
	広	837,20	36.91	874.49	192.80	7,398.54	7,591.34	8,465.83											
	計	146,844	6,011	152,855	10,320	597,170	607,490	760,345											
朝日村	針	14,152	325	14,477	14,417	300,660	315,077	329,554											
	広	160,996	6,336	167,332	24,737	897,830	922,567	1,089,899											
	計	2,530.1	105.5	2,635.6	227.6	65.5	293.1	2,928.7											
	針	294.7	3.0	297.7	408.3	296.4	704.7	1,002.4											
	広	2,824.8	108.5	2,933.3	635.9	361.9	997.8	3,931.1											
	計	61.61	61.61	123.22				61.61											
朝日村	針	61.61	61.61	123.22				61.61											
	広	9,084	9,084	18,168				9,084											
	計	9,084	9,084	18,168				9,084											
	針	152.3	152.3	304.6				152.3											
	広	152.3	152.3	304.6				152.3											
	計	152.3	152.3	304.6				152.3											

注1 人工林及び天然林で苗木のみは含まれていない。
注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区 分		総 数	市 町 村 別 内 訳			
			松本市	大町市	塩尻市	安曇野市
保 安 林	水源かん養保安林	51,869.44	39,364.25	2,760.41	5,240.19	1,213.61
	土砂流出防備保安林	42,999.77	506.48	25,710.95	676.65	6,781.21
	土砂崩壊防備保安林	93.45	93.45			
	干害防備保安林	20.99	20.99			
	なだれ防止保安林	65.42		65.42		
	保健保安林	(10,374.84) 0.12	(8,087.08)	(72.36)		
	計	(10,374.84) 95,049.19	(8,087.08) 39,985.17	(72.36) 28,536.78	5,916.84	7,994.82
砂防指定地	(18,752.43) 1,513.01	(13,867.63) 137.11	(2,457.10) 1,362.81	5.36	(42.72) 1.70	
国 立 公 園	特別保護地区	(21,649.60) 28.99	(11,756.48) 12.53	(7,731.66) 0.31		(499.10) 15.62
	第1種特別地域	(11,095.95) 13.98	(997.16) 2.11	(6,418.57) 0.16		(1,474.93)
	第2種特別地域	(10,854.64) 162.06	(4,596.49) 23.55	(2,948.87) 23.21		(1,879.25) 57.40
	第3種特別地域	(5,399.92) 4.34	(609.53) 0.70	(2,840.18) 1.23		(916.90) 2.41
	計	(49,000.11) 209.37	(17,959.66) 38.89	(19,939.28) 24.91		(4,770.18) 75.43
国 定 公 園	第1種特別地域	(302.90) 114.06	(302.90) 114.06			
	第2種特別地域	(45.01) 21.69	(45.01) 21.69			
	第3種特別地域	(826.19) 40.68	(826.19) 40.68			
	計	(1,174.10) 176.43	(1,174.10) 176.43			
県 立 自 然 公 園	第1種特別地域	(5.31)			(5.31)	
	第2種特別地域	(38.54)			(38.54)	
	第3種特別地域	(523.37)			(523.37)	
	計	(567.22)			(567.22)	
鳥獣保護区特別保護地区	(9,219.74) 0.03	(6,279.60)	(2,824.19)			
風致地区	(9.71) 0.04	(9.71) 0.04				
特別母樹林	(3.28)	(1.73)			(1.55)	
史跡名勝天然記念物	(12,421.15)	(11,107.08)	(25.31)			
その他	(17.60)			(17.60)		
合 計	(101,540.18) 96,948.07	(58,486.59) 40,337.64	(25,318.24) 29,924.50	(584.82) 5,922.20	(4,814.45) 8,071.95	

注 上記の制限林と重複する面積は、()外書きで、合計面積は延面積である。

単位 面積：ha

区 分		市 町 村 別 内 訳				
		朝日村	筑北村	松川村	白馬村	小谷村
保 安 林	水源かん養保安林	62.27	92.00	649.89	35.69	2,451.13
	土砂流出防備保安林			276.23	4,314.87	4,733.38
	土砂崩壊防備保安林					
	干害防備保安林					
	なだれ防止保安林					
	保健保安林				(2,111.01) 0.12	(104.39)
	計	62.27	92.00	926.12	(2,111.01) 4,350.68	(104.39) 7,184.51
砂防指定地			(0.83)		(1,453.15) 4.04	(931.00) 1.99
国 立 公 園	特別保護地区				(1,662.36) 0.53	
	第1種特別地域				(1,455.24) 0.10	(750.05) 11.61
	第2種特別地域				(803.86) 48.98	(626.17) 8.92
	第3種特別地域					(1,033.31)
	計				(3,921.46) 49.61	(2,409.53) 20.53
国 定 公 園	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域					
	計					
県 立 自 然 公 園	第1種特別地域					
	第2種特別地域					
	第3種特別地域					
	計					
鳥獣保護区特別保護地区						(115.95) 0.03
風致地区						
特別母樹林						
史跡名勝天然記念物					(1,288.76)	
その他						
合 計		62.27	(0.83) 92.00	926.12	(8,774.38) 4,404.33	(3,560.87) 7,207.06

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

樹 種		人工林	天然林	無立木地	林地以外の 土地	総 数
針葉樹	ス ギ	181,026	15,452	—	—	196,478
	ヒ ノ キ	488,849	133,933	—	—	622,782
	サ ワ ラ	8,241	109,610	—	—	117,851
	カラマツ	1,954,758	171,143	—	—	2,125,901
	アカマツ	37,870	26,500	—	—	64,370
	モ ミ	44,595	377,000	—	—	421,595
	ツ ガ 類	2,250	2,525,088	—	—	2,527,338
	他針葉樹	25,043	1,702,882	—	—	1,727,925
	計	2,742,632	5,061,608	—	—	7,804,240
広葉樹	ブ ナ	706	894,893	—	—	895,599
	ク リ	82	6,385	—	—	6,467
	ナ ラ 類	373	350,589	—	—	350,962
	カンバ類	7,195	560,432	—	—	567,627
	カエデ類	—	873	—	—	873
	シナノキ	—	23	—	—	23
	他広葉樹	176,958	2,276,018	—	—	2,452,976
	計	185,314	4,089,213	—	—	4,274,527
総 数	2,927,946	9,150,821	—	—	12,078,767	

(6) 荒廢地等の面積

単位 面積：ha

区 分		崩 壊 地 ・ 荒 廢 地		荒廢危険地 面 積
		所在地（林小班）	面 積	
総 数			656.79	2,108.33
市 町 村 別 内 訳	松 本 市	4イ, 26イ, 52イ, 64イ, ハ, 67イ, 70イ, 77イ, 81イ, 118ハ, ホ, 119口, 120イ, 口, ハ, 124口, 128口, ハ, 245イ, ホ, 246ホ, 251-3イ, 252イ, ニ, ホ, 305イ, 308イ, 松本市（旧梓川村）官造9イ	212.55	801.06
	大 町 市	503イ, 口, 504イ, ハ, 506口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 534イ, 538口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 565イ, 口, ハ, ニ, ホ, 567イ, 580イ, 口	40.29	478.14
	塩 尻 市	1504イ, 1526イ, 1544イ, 1545イ, 口, 1546イ, 1559イ, 1562イ, 1566イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1579イ, 1585イ, 口, ハ, ニ, ホ, 1603 イ, 1604イ, 1610ニ, ホ, 1615ハ, 奈良井区官造31イ	18.09	190.30
	安曇野市	202イ, 口, 206ハ, ニ, 207口, ハ, ニ, 208口, ハ, ニ, ホ, ヘ, 211ハ, 230イ	65.20	227.39
	筑北村			
	朝日村			
	松川村			66.20
	白馬村	623イ, ニ, 629イ, 口,	7.19	35.52
	小谷村	603イ, 604口, 605イ, ハ, ニ, ホ, ヘ, 606口, ニ, ヘ, 633イ, 口, ハ, ニ, ホ, 634イ, 口, ハ, 635イ, 636イ, 口,	313.47	309.72

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	火災			松くい虫		
	24	25	26	24	25	26
年 度	24	25	26	24	25	26
総 数	0.06			33.24	31.66	10.60
松 本 市	0.06			33.24	31.66	10.60

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考
市町村別内訳	総数	14,743	39	1,074,035	84,450	
	松本広域森林組合	10,172	25	586,005	59,858	
	大北森林組合	4,571	14	488,030	24,592	

注「森林組合の現況（長野県林務部）」（平成26年度森林組合一斉調査結果）より作成。

イ 生産森林組合の現況

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 森林面積	備考	
市町村別内訳	総数	1,835	-	262,343	3,347		
	塩尻市	高出	62	-	4,464	49	
	松本市	花見	69	-	5,840	137	
		丸田	96	-	14,400	45	
	安曇野市	下堀扇町内山	265	-	26,700	136	
		岩原	151	-	24,009	112	
		上堀倉田	264	-	16,240	57	
		田多井	220	-	14,880	119	
	朝日村	三区	385	-	93,774	1,484	
		西洗馬	193	-	13,356	311	
	白馬村	白馬村堀之内	77	-	3,780	12	
	大町市	大町市鹿島	11	-	38,500	306	
		美麻村大山	-	-	-	-	
	小谷村	平間	42	-	6,400	579	

注「森林組合の現況（長野県林務部）」（平成26年度森林組合一斉調査結果）より作成。

(2) 林業事業体等の現況

単位：経営体

区 分	合計	法 人 化 し て い る											地方公共 団体・ 財産区	法人化し ていない		
		計	農事 組合法人	会社				各種団体				その 他人		個人 経営 体		
				小計	株式 会社	合名 ・ 合資 会社	合同 会社	小計	農協	森林 組合	その 他の 各種 団体					
総 数	598	33	-	6	6	-	-	25	-	9	16	2	13	548	518	
市 町 村 別 内 訳	松 本 市	125	8	-	3	3	-	-	5	-	2	3	-	5	112	107
	大 町 市	160	6	-	2	2	-	-	4	-	2	2	-	1	153	148
	塩 尻 市	61	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	57	46
	安 曇 野 市	69	6	-	-	-	-	-	6	-	3	3	-	3	60	57
	麻 績 村	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	生 坂 村	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6
	山 形 村	2	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	朝 日 村	38	7	-	-	-	-	-	6	-	1	5	1	1	30	25
	筑 北 村	29	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	28	28
	池 田 町	22	4	-	1	1	-	-	3	-	1	2	-	-	18	18
	松 川 村	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	24
	白 馬 村	51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	50
	小 谷 村	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	9

注 「2010年世界農林業センサス」農林業経営体調査報告書による。

「X」… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していないもの。

(3) 林業労働力の概況

本計画区において、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、県知事の認定を受けた認定事業体は、森林組合が2組合、株式会社等が10事業体となっている。

(4) 林業機械化の概況

長野県内で保有されている高性能林業機械の保有状況は以下のとおり。

単位：台数

機種名/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
フェラーバンチャ	0	0	0	0	1
ハーベスタ	10	19	23	30	34
プロセッサ	53	61	61	65	69
スキッド	1	1	1	1	1
フォワーダ	42	47	56	70	80
タワーヤーダ	15	15	16	15	15
スイングヤーダ	36	44	41	44	48
その他の高性能林業機械	8	11	11	11	15
計	165	198	209	236	263

注 長野庁業務資料より作成。

(5) 作業路網等の整備の概況

本計画区の国有林内の林道総延長は169.1kmとなっている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	364	250	614	191	266	456	52%	106%	74%
針葉樹	323	180	503	173	246	419	53%	137%	83%
広葉樹	41	70	111	18	20	37	44%	28%	34%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha

計画	実行	実行歩合
2,912	2,462	85%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
868	48	6%	85	17	20%	783	31	4%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km

区 分	開設延長			拡張延長		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
林 道	11.0	6.3	57%	3.65	8.69	238%
うち林業専用道	11.0	5.8	53%	-	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha

種 類	指 定			解 除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総 数	827	0	0%	-	-	-
水源かん養	827	0	0%	0	1	-
土砂流失防備	-	-	-	-	-	-
保 健	-	-	-	-	-	-
なだれ	-	-	-	-	-	-

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

区 分	計画	実行	単位 地区数
			実行歩合
治山事業施行地区数	57	19	33%

注1 計画欄は、前計画における前半5ヵ年分に相当する数量である。

2 実行欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

農用地	ゴルフ場等レ ジャー施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷及びその附	採石採土 地	単位 面積：ha	
				その他	合計
-	-	-	-	-	-

注1 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

2 農用地は、田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

原 野	農用地	その他	単位 面積：ha
			合計
-	-	-	-

注 面積欄は、平成23～26年度実績と平成27年度見込量の合計である。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	714	394	427	169	123	139	124	124
		針葉樹	559	303	411	160	115	130	116	115
		広葉樹	155	91	16	9	9	10	9	9
	主伐	総数	431	158	239	76	82	106	97	103
		針葉樹	351	129	229	72	76	99	90	96
		広葉樹	80	29	10	4	6	7	7	7
	間伐	総数	283	236	188	93	41	33	27	21
		針葉樹	208	174	181	88	38	31	25	20
		広葉樹	75	62	6	5	3	2	2	1
造林面積	総数	837	631	738	468	669	753	766	938	
	人工造林	200	213	289	134	78	133	155	249	
	天然更新	637	418	449	334	591	620	611	689	

注1 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

2 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m3

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第 I 分期	総 数	1,816,653	168	3,962	44,796	138,812	403,612	543,262	
	人工林	総 数	1,468,732	168	3,962	43,458	138,428	370,586	510,092
		育成単層林	1,456,485	168	3,321	42,666	137,814	370,586	510,092
		育成複層林	12,246	0	641	792	614	0	0
	天然林	総 数	347,921	0	0	1,339	384	33,026	33,170
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	36,101	0	0	963	0	15,606	10,374
天然生林		311,820	0	0	376	384	17,419	22,797	
第 II 分期	総 数	1,848,825	187	5,894	19,716	99,619	326,265	448,269	
	人工林	総 数	1,473,284	169	5,894	19,050	96,582	293,462	442,362
		育成単層林	1,464,744	169	2,700	17,533	96,278	293,462	442,362
		育成複層林	8,540	0	3,194	1,517	304	0	0
	天然林	総 数	375,541	18	0	666	3,037	32,803	5,907
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	55,304	18	0	666	981	26,736	0
天然生林		320,237	0	0	0	2,056	6,067	5,907	
第 III 分期	総 数	1,598,771	4,434	515	6,794	60,450	167,869	474,870	
	人工林	総 数	1,263,749	4,434	515	6,794	58,343	167,328	432,709
		育成単層林	1,254,558	4,434	477	5,450	57,087	166,465	432,709
		育成複層林	9,191	0	38	1,344	1,256	863	0
	天然林	総 数	335,022	0	0	0	2,107	541	42,161
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	36,480	0	0	0	1,513	0	19,939
天然生林		298,542	0	0	0	594	541	22,222	
第 IV 分期	総 数	1,675,762	6,096	1,541	11,653	26,913	119,999	380,321	
	人工林	総 数	1,326,087	5,621	616	11,653	25,858	115,733	338,675
		育成単層林	1,314,735	5,621	562	4,361	23,374	115,307	338,675
		育成複層林	11,352	0	54	7,292	2,484	426	0
	天然林	総 数	349,675	475	925	0	1,055	4,266	41,646
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	66,020	475	925	0	1,055	1,378	33,943
天然生林		283,655	0	0	0	0	2,888	7,703	
第 V 分期	総 数	1,553,978	5,041	14,706	886	9,482	72,971	194,319	
	人工林	総 数	1,297,645	4,842	14,706	886	9,482	70,011	193,632
		育成単層林	1,283,620	4,842	14,706	799	7,281	68,254	192,478
		育成複層林	14,025	0	0	87	2,201	1,757	1,154
	天然林	総 数	256,333	199	0	0	0	2,960	687
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	40,221	199	0	0	0	2,125	0
天然生林		216,112	0	0	0	0	835	687	

- 注 1 1 齡級を5年とシアラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級とし、以下順次3、4 齡級・・・とする。
- 2 人工林の育成複層林は、上層木と下層木に半分ずつ面積を割り振った。
- 3 育成複層林施業の更新未了林分の面積は、1・2 齡級に含めた。
- 4 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

区 分		面 積							
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	11・12齡級	
第VI分期	総 数	1,655,437	2,499	54,676	2,957	17,865	32,957	139,680	
	人工林	総 数	1,344,969	2,361	20,597	1,032	17,865	31,476	134,264
		育成単層林	1,320,940	2,361	20,597	908	5,927	28,000	133,695
		育成複層林	24,029	0	0	124	11,938	3,476	569
	天然林	総 数	310,468	138	34,079	1,925	0	1,481	5,416
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	108,095	138	34,079	1,925	0	1,481	1,750
天然生林		202,373	0	0	0	0	0	3,666	
第VII分期	総 数	1,537,834	986	35,227	23,755	1,204	11,821	85,162	
	人工林	総 数	1,302,307	742	21,924	23,755	1,204	11,821	81,405
		育成単層林	1,281,553	742	21,922	23,755	1,062	8,741	79,056
		育成複層林	20,754	0	2	0	142	3,080	2,349
	天然林	総 数	235,527	244	13,303	0	0	0	3,757
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	58,459	244	13,303	0	0	0	2,698
天然生林		177,068	0	0	0	0	0	1,059	
第VIII分期	総 数	1,562,722	2,077	21,183	103,897	4,482	23,953	39,008	
	人工林	総 数	1,285,891	1,821	11,289	33,486	1,437	23,953	37,129
		育成単層林	1,233,658	1,821	10,874	33,486	1,234	7,247	32,482
		育成複層林	52,233	0	415	0	203	16,706	4,647
	天然林	総 数	276,831	256	9,894	70,411	3,045	0	1,879
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	161,936	256	9,894	70,411	3,045	0	1,879
天然生林		114,895	0	0	0	0	0	0	
第IX分期	総 数	1,443,364	1,932	20,799	63,597	32,290	1,469	14,272	
	人工林	総 数	1,228,107	1,679	3,290	36,069	32,290	1,469	14,272
		育成単層林	1,195,934	1,679	2,463	36,064	32,290	1,270	10,154
		育成複層林	32,173	0	827	5	0	199	4,118
	天然林	総 数	215,257	253	17,509	27,528	0	0	0
		育成単層林	0	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	93,698	253	17,509	27,528	0	0	0
天然生林		121,559	0	0	0	0	0	0	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第 I 分期	総 数	71,730	164,469	180,497	191,415	73,930	15,346	
	人工林	総 数	33,337	112,744	135,269	93,663	27,026	6,633
		育成単層林	33,337	109,846	135,269	89,290	24,097	6,627
		育成複層林	0	2,898	0	4,373	2,929	6
	天然林	総 数	38,393	51,726	45,227	97,752	46,904	8,714
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	120	0	2,344	6,694	458
天然生林		38,393	51,606	45,227	95,408	40,211	8,256	
第 II 分期	総 数	247,883	131,246	240,197	248,604	80,945	15,114	
	人工林	総 数	206,505	74,216	153,053	156,960	25,031	5,997
		育成単層林	206,505	73,898	153,053	156,464	22,320	5,993
		育成複層林	0	318	0	496	2,711	4
	天然林	総 数	41,378	57,030	87,144	91,644	55,914	9,117
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	20,865	1,451	1,098	1,849	1,640	502
天然生林		20,513	55,579	86,046	89,795	54,274	8,616	
第 III 分期	総 数	339,426	74,845	168,563	165,977	135,028	15,473	
	人工林	総 数	299,627	30,756	111,639	117,505	34,099	6,215
		育成単層林	299,627	30,756	110,467	117,505	29,581	6,209
		育成複層林	0	0	1,172	0	4,518	6
	天然林	総 数	39,799	44,089	56,924	48,472	100,929	9,258
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	12,474	0	132	0	2,422	579
天然生林		27,325	44,089	56,792	48,472	98,507	8,679	
第 IV 分期	総 数	386,599	231,267	133,827	236,699	140,847	15,777	
	人工林	総 数	379,593	184,415	72,000	144,525	47,398	6,400
		育成単層林	379,593	184,415	71,423	144,525	46,879	6,394
		育成複層林	0	0	577	0	519	6
	天然林	総 数	7,006	46,852	61,827	92,174	93,449	9,377
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	0	23,625	1,573	1,161	1,885	659
天然生林		7,006	23,227	60,254	91,013	91,564	8,718	
第 V 分期	総 数	530,595	329,788	80,302	178,607	137,281	16,001	
	人工林	総 数	480,604	284,730	32,504	118,395	87,853	6,503
		育成単層林	480,604	284,730	32,504	115,047	82,375	6,496
		育成複層林	0	0	0	3,348	5,478	7
	天然林	総 数	49,991	45,058	47,798	60,212	49,428	9,498
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	23,633	14,124	0	140	0	748
天然生林		26,358	30,934	47,798	60,072	49,428	8,749	

区 分							材 積	
		13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
第VI分期	総 数	425,907	372,434	245,707	140,466	220,289	16,186	
	人工林	総 数	376,510	364,501	194,913	75,068	126,382	6,561
		育成単層林	376,510	364,501	194,913	74,449	119,079	6,552
		育成複層林	0	0	0	619	7,303	9
	天然林	総 数	49,397	7,933	50,794	65,398	93,907	9,625
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		40,261	0	25,613	1,664	1,184	845	
	天然生林	9,136	7,933	25,181	63,734	92,723	8,780	
第VII分期	総 数	216,445	576,939	349,555	84,435	152,305	16,194	
	人工林	総 数	215,630	520,336	300,708	33,875	90,907	6,445
		育成単層林	214,166	520,336	300,708	33,875	77,190	6,435
		育成複層林	1,464	0	0	0	13,717	10
	天然林	総 数	815	56,603	48,847	50,560	61,398	9,749
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		0	26,759	15,312	0	143	941	
	天然生林	815	29,844	33,535	50,560	61,255	8,808	
第VIII分期	総 数	156,195	463,614	348,198	256,864	143,251	16,317	
	人工林	総 数	149,772	407,682	339,598	203,136	76,588	6,449
		育成単層林	149,050	407,682	339,598	203,136	47,048	6,437
		育成複層林	722	0	0	0	29,540	12
	天然林	総 数	6,423	55,932	8,600	53,728	66,663	9,868
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		2,075	45,587	0	27,092	1,697	1,036	
	天然生林	4,348	10,345	8,600	26,636	64,966	8,832	
第IX分期	総 数	95,657	234,661	524,175	364,919	89,593	16,412	
	人工林	総 数	91,199	233,738	462,810	313,253	38,038	6,426
		育成単層林	88,220	232,026	462,810	313,253	15,705	6,412
		育成複層林	2,979	1,712	0	0	22,333	14
	天然林	総 数	4,458	923	61,365	51,666	51,555	9,987
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
育成複層林		3,201	0	29,010	16,197	0	1,135	
	天然生林	1,257	923	32,355	35,469	51,555	8,851	

(参考)

国有林の計画制度の体系

